

# 家畜衛生情報

## 年末・年始及び春節を迎えます！ 口蹄疫ウイルスの侵入防止対策をお願いします！

韓国では、平成 26 年 7 月から平成 27 年 4 月までに 188 件、台湾では、平成 27 年 5 月に約 2 年ぶりに、口蹄疫の発生が確認されています。

年末・年始及び春節を迎えるにあたり、特に、アジア地域における人・物の移動が盛んになり、我が国への口蹄疫ウイルスが侵入するリスクは極めて高くなると考えられます。

引き続き、飼養衛生管理基準の遵守や異常家畜の早期発見・通報をお願いします。

牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚、いのししにおいて  
 下記の口蹄疫の症状を発見した場合には、  
 直ちに最寄りの家畜保健衛生所に届け出てください！



- 口蹄疫は、牛や豚などで発熱や食欲不振に始まり、後によだれを流したり、口、蹄部、乳房に水ぶくれができるのが主な特徴です。
- ✓ 39 度以上の発熱
  - ✓ 泌乳量の大幅な低下又は泌乳の停止
  - ✓ 泡沫性流涎（よだれ）
  - ✓ 口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房に水疱（水ぶくれ）、びらん（ただれ）、潰瘍又は癒痕（傷あと）がある
  - ✓ 跛行（ひきずるように歩く）
  - ✓ 起立不能

- ★口蹄疫の発生している地域への渡航は、可能な限り自粛しましょう。
- やむを得ず渡航する場合は、
- ①家畜市場、農場、と畜場等の畜産関連施設へ立ち入らないようにしましょう。
  - ②動物との不用意な接触を避けましょう。
  - ③肉製品等を日本に持ち帰らないようにしましょう。
  - ④帰国の際には、到着した空海港の動物検疫所カウンターに立ち寄り、家畜防疫官の指導を受けましょう。
- 帰国後は、
- ⑤帰国後 1 週間は、衛生管理区域に立ち入らないようにしましょう。
  - ⑥海外で使用した衣服・靴を衛生管理区域に持ち込まないようにしましょう。
- ★衛生管理区域に必要な人（物）を立ち入らせないようにしましょう。

## 口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針が変更されました！

最新の科学的知見、国際的動向等を踏まえ、本病に対する防疫対策を円滑に進めるため、「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」が見直され、平成 27 年 11 月 20 日に公表されました。

家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号
佐久	0267-62-4123	飯田	0265-53-0439
上田支所	0268-23-1630	松本	0263-47-3223
伊那	0265-72-2782	長野	026-226-0923
県庁園芸畜産課	026-235-7232		

